

# 令和6年10月分から児童手当の制度が変わります!!

## ○主な改正内容（ポイント）

### ①高校生世代まで支給期間が延長

〈改正前〉

15歳年度末まで  
(中学校卒業月まで)

〈改正後〉

18歳年度末まで  
(高校等卒業月まで)

### ①所得制限が撤廃されます

〈改正前〉

所得制限あり

〈改正後〉

所得制限なし

### ③第3子以降の児童の支給額が増額

〈改正前〉

高校生世代の児童から年齢順に第1・2子と教え、小学生以下の児童が第3子以降となる場合に多子加算が適用

第3子以降 1人につき  
月額15,000円

〈改正後〉

大学生世代のお子さんから年齢順に第1・2子と教え、高校生以下のおさんが第3子以降となる場合に多子加算が適用

第3子以降 1人につき  
月額30,000円

### ④支給日が変更

〈改正前〉

年3回支給  
6、10、2月  
4か月分ずつ支給

〈改正後〉

年6回支給  
12、2、4、6、8、10月  
2ヶ月分ずつ支給

## ○制度改正後の支給月額

3歳未満  
(第1子・2子)

1人/月額 15,000円

3歳以上18歳年度末まで  
(第1子・2子)

1人/月額 10,000円

18歳年度末まで  
(第3子)

1人/月額 30,000円

※詳細は主な改正内容③を参照

## ○制度改正の対象となる方へのお知らせ

- ・ 現在児童手当を受給している方
- ・ 高校生世代のお子様と同居しており、現在児童手当を受給していない方

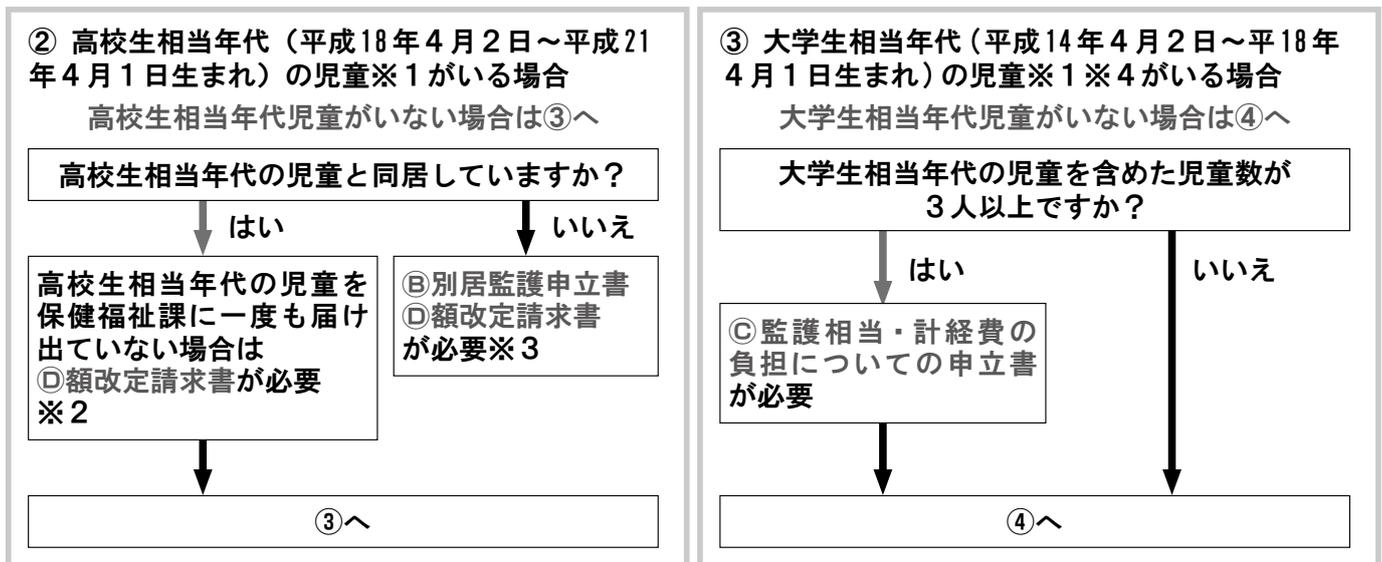
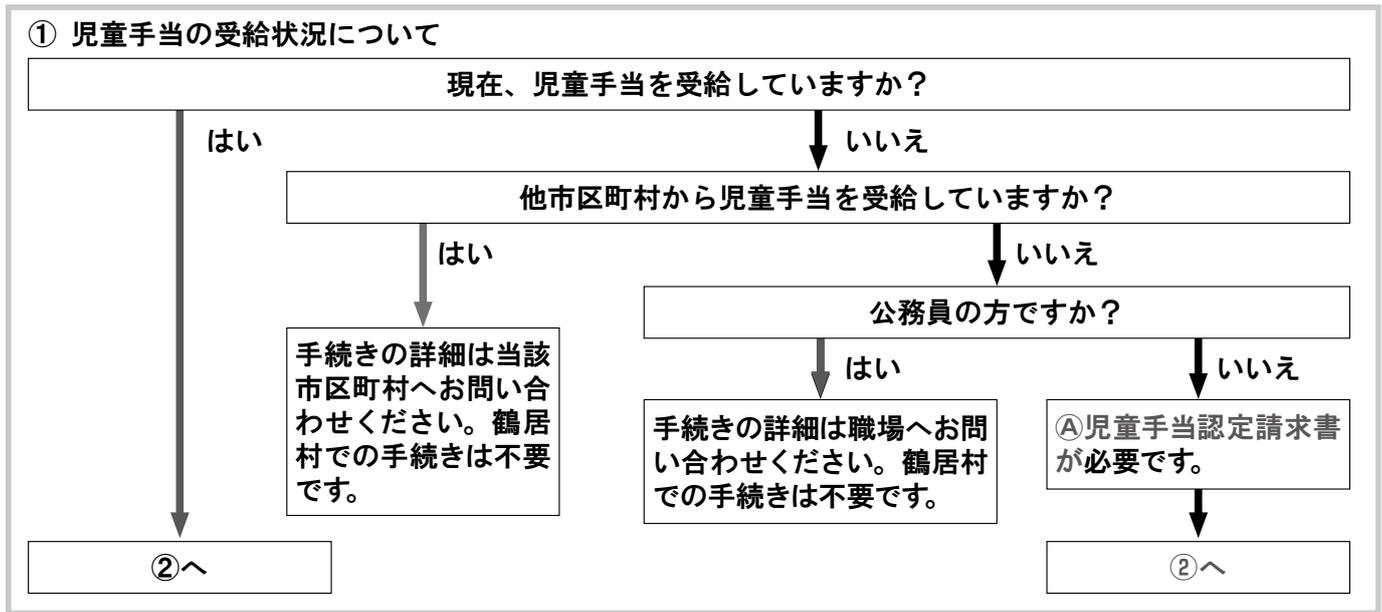
※どちらも9月下旬頃にお知らせを郵送します。

ご家庭の状況により手続きが必要な場合がありますので、詳細は裏面フローチャートをご確認ください。

お問合せ先：鶴居村役場保健福祉課福祉係 0154-64-2116

## 制度改正による必要書類確認フローチャート

制度改正に伴い、ご家庭の状況によって必要書類が変わります。以下のフローチャートをご確認いただき、**①～④**の該当する書類すべてを提出してください。該当する書類がない場合、手続きは不要です。



- ※1 該当年齢の児童が自身で生計を立てている場合は、児童として算定できません。
- ※2 ①でA児童手当認定請求書を提出する場合はD額改定請求書の提出は不要です。
- ※3 別居している児童を含みます。

### ④ 各種必要書類について（①から③で該当する書類がない場合は手続不要です）

#### ①児童手当認定請求書

振込先口座情報が分かるもの（本人名義の通帳やキャッシュカード）の写しを添付してください。支給対象児童と別居している場合は、②別居監護申立書も提出してください。

#### ②別居監護申立書

支給対象児童のうち、別居している児童について記入してください。

#### ③監護相当・生計費の負担についての確認書

大学生相当年代の児童について記入してください。

#### ④額改定請求書

保健福祉課へ届出をしたことがない高校生相当年代もしくは大学生相当年代の児童について記入してください。